

毎週火、金曜日発行(但し日曜日を當るときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目 次

国民審査における審査分会の場所及び
日時
総選挙における開票区の改正
各候補者の選挙運動に関する支出金額
の制限
不在者投票管理者をおくことのできる
病院の一部変更
国民審査における点字投票の投票用紙
の様式

◇選挙長告示

総選挙における選挙立会人のくじを行
う場所及び日時

告 示

◇選管告示

- 総選挙における選挙長等の選任
- 補充選挙人名簿の調製等
- 投票用紙における選管署印
- 選挙公報掲載文の申請期限等
- 立会演説会を開催する町村の指定
- 立会演説会の開催計画
- 最高裁判官国民審査における審査分
会長等の選任
- 国民審査における投票用紙の様式等
- 総選挙における選挙会の場所及び日時

◇鳥取県選挙管理委員会告示第九号

昭和三十三年五月二十二日執行の衆議院議員総選挙における選挙長及び選挙長の職務代理者を次のとおり選任し

毎週火、金曜日発行(但木曜日を當るときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目 次

国民審査における審査分会の場所及び
日時

総選挙における開票区の改正

各候補者の選挙運動に関する支出金額
の制限

不在者投票管理者をおくことのできる
病院の一部変更

国民審査における点字投票の投票用紙
の様式

◇選挙長告示

総選挙における選挙立会人のくじを行
う場所及び日時

- ◆選管告示
 - 総選挙における選挙長等の選任
 - 補充選挙人名簿の調製等
 - 投票用紙におすべき印
 - 選挙公報掲載文の申請期限等
 - 立会演説会を開催する町村の指定
 - 立会演説会の開催計画
 - 立会演説会における演説の順序等をき
めるくじを行う日時及び場所
 - 最高裁判官国民審査における審査分
会長等の選任
 - 国民審査における投票用紙の様式等
 - 総選挙における選挙会の場所及び日時

告 示

- ◆鳥取県選挙管理委員会告示第九号
昭和三十三年五月二十二日執行の衆議院議員総選挙にお
ける選挙長及び選挙長の職務代理人を次のとおり選任し

昭和三十三年五月一日

鳥取県選挙管理委員会委員長 武井正雄

一 投票用紙におすべき鳥取県選挙管理委員会の印は、
刷込式とする。

二 仮投票用封筒及び不在者投票用封筒におすべき印
は、当該市町村の選挙管理委員会の印とする。

◆鳥取県選挙管理委員会告示第十二号

昭和三十三年五月二十二日執行の衆議院議員総選挙における選挙公報掲載文（写真を含む。）の申請期限並びに掲載順序のくじを行う場所及び日時を次のとおり定める。

昭和三十三年五月一日

鳥取県選挙管理委員会事務局

◆鳥取県選挙管理委員会告示第十四号

鳥取県選挙管理委員会委員長 武井正雄
二 くじを行なう場所 鳥取市東町九九
一 申 請 期 限 昭和三十三年五月九日

西伯郡、岸本町、淀江町、名和町
日野郡、伯南町、根雨町、溝口町

昭和三十三年五月二十二日執行の衆議院議員総選挙における選挙公報掲載文（写真を含む。）の申請期限並びに掲載順序のくじを行ふ場所及び日時を次のとおり定め
る。

八頭郡	八頭町、郡家町、八頭村、若桜町、河原町、智頭町、
氣高郡	氣高町、鹿野町、青谷町
東伯郡	東郷町、三朝町、閔金町、由良町、東伯町

昭和三十三年五月一日
鳥取県選挙管理委員会委員長 武井正雄
一 投票用紙におすべき鳥取県選挙管理委員会の印は、
刷込式とする。
二 仮投票用封筒及び不在者投票用封筒におすべき印
は、当該市町村の選挙管理委員会の印とする。

◆鳥取県選舉管理委員会告示第十三号
昭和三十三年五月二十二日執行の衆議院議員總選舉において立會演説会を開催する町村を次のとおり指定する。
昭和三十三年五月一日

鳥取県選挙管理委員会委員長 武井正雄
選挙名住所 氏名
選挙長の 鳥取市若桜町三九 山本鉄太郎
職務代理人 鳥取市東町七八 中川一郎
選挙長の執務場所
鳥取市東町九九 鳥取県選挙管理委員会事務局

◆鳥取県選挙管理委員会告示第十号

昭和三十三年五月二十二日執行の衆議院議員総選挙において調製する補充選挙人名簿の調製、縦覽、異議の決定及び確定に関する期日及び期間並びに申請の期間及び方法をそれぞれ次のとおり定める。

昭和三十三年五月一日

鳥取県選挙管理委員会委員長 武井正雄
調製現在期日 昭和三十三年五月二日

住所地の市町村選挙管理委員会に文書で申請すること。

三 調製期間 昭和三十三年五月十日から五月十二日まで

四 縦覽及び異議申立期間

五 異議決定期限 昭和三十三年五月十三日から五月十六日まで

六 確定期日 昭和三十三年五月十九日

昭和三十三年五月十九日

◆鳥取県選挙管理委員会告示第十一号
昭和三十三年五月二十二日執行の衆議院議員総選挙の投票用紙、仮投票用封筒及び不在者投票用封筒におすべ
き印を次のとおり定める。

た。

昭和三十三年五月一日

卷之三

鳥取県選挙管理委員会委員長 武井正雄

住所地の市町村選挙管理委員会に文書で申請するこ

職名住 所 氏名
選舉長 鳥取市若桜町三九 山本 鉄太郎

昭和三十三年五月十日から五月十一日まで

二 選挙長の執務場所

四 縱覽及び異議申立期間
昭和三十三年五月一日至同年六月一六日止

昭和三十三年五月二十二日執行の衆議院議員総選挙における立会演説会の開催計画を次のとおり定める。

昭和三十三年五月一日

鳥取県選挙管理委員会委員長 武井正雄

一 立会演説会の方法

二班の班別編成による立会演説会とする。

二 候補者一人当たりの演説時間

三十分以内

三 一回の立会演説会において演説をすることができる候補者の数

五人

四 立会演説会の演説順序をきめる期間の区分

昭和三十三年五月五日から五月十二日まで及び

昭和三十三年五月十三日から五月二十日までの

二期間とする。

五 立会演説会を開催すべき予定の日時及び会場

第一班	開催日	開催市町村	予定会場
五月六日	午後一時三十分	鳥取市	
五月五日	午後七時三十分	岩美町	
五月六日	午後一時三十分	河原町	

五月十一日	午後一時三十分	青谷町	気高町	五月九日	午後一時三十分	五月八日	午後一時三十分	五月七日	午後一時三十分	五月六日	午後七時三十分
五月十日	午後一時三十分	青谷小学校	浜村小学校	五月九日	午後一時三十分	五月八日	午後一時三十分	五月七日	午後一時三十分	五月六日	午後七時三十分
五月九日	午後一時三十分	鹿野町	鳥取市	五月八日	午後一時三十分	五月七日	午後一時三十分	五月六日	午後一時三十分	五月五日	午後一時三十分

00929

7 昭和63年5月1日 木曜日 鳥取県公報 (号外) 第11号

五月 二十 日	五月 二十 日	五月 十九 日	五月 十八 日	五月 十七 日	五月 十六 日
午後七時三十分	午後一時三十分	午後一時三十分	午後七時三十分	午後一時三十分	午後七時三十分
米子市	溝口町	根雨町	岸本町	境港市	米子市
就将小学校	大篠津小学校	小学校	小学校	小学校	小学校

00928

昭和33年5月1日 木曜日 鳥取県公報 (号外) 第11号 6

五月十一日	午後七時三十分	倉吉市	成徳小学校
五月十二日	午後一時三十分	東郷町	
五月十三日	午後一時三十分	倉吉市	
五月十四日	午後七時三十分	三朝町	
五月十五日	午後七時三十分	由良町	
五月十六日	午後一時三十分	鴨川中学校	
午後一時三十分	赤崎町	由良小学校	
淀江町	名和町	浦安公会堂	
淀江小学校	名和中学校	成徳小学校	

五月十三日	五月十二日	五月十一日	五月十日	五月九日	五月八日
午後七時三十分	午後七時三十分	午後七時三十分	午後一時三十分	午後一時三十分	午後一時三十分
倉吉市	東郷町	由良町	東伯町	赤碕町	名和江町
成徳小学校	桜朝小学校	鴨川中学校	由良小学校	浦安中学校	名和中学校
					淀江小学校

五月五日	五月六日	五月七日	五月八日	五月九日	五月十日	五月十一日	五月十二日	五月十三日
午後一時三十分	午後一時三十分	午後一時三十分	午後七時三十分	午後七時三十分	午後一時三十分	午後一時三十分	午後七時三十分	午後七時三十分
溝口小学校	溝口小学校	根南町	米子市	境港市	岸本町	淀江町	赤碕町	東伯町
予定会場	予定会場	根雨町	米子市	境港市	大篠津小学校	大幡小学校	名和中学校	名和中学校
		根雨町	米子市	境港市	大篠津小学校	大幡小学校	名和中学校	名和中学校

第二班

五月十九日	午後一時三十分	八頭村
五月二十日	午後七時三十分	若桜町
		八東小学校
五月二十一日	午後七時三十分	郡家町

◆鳥取県選挙管理委員会告示第十五号

昭和三十三年五月二十二日執行の衆議院議員総選挙について開催する立会演説会における候補者の所属の班及び各期間の最初に行われる演説の順序をきめるくじを行ふ日時及び場所を次のとおり定める。

昭和三十三年五月一日

鳥取県選挙管理委員会委員長 武井正雄

一 場所 鳥取市東町九九

鳥取県選挙管理委委員会事務局

昭和三十三年五月一日

鳥取県選挙管理委員会告示第十六号

昭和三十三年五月二十二日執行の最高裁判所裁判官国民審査における審査分会長及び審査分会長の職務代理者を次のとおり選任した。

昭和三十三年五月一日

鳥取県選挙管理委員会委員長 武井正雄

五月十四日	午後一時三十分	倉吉市
五月十五日	午後一時三十分	気高町
五月十六日	午後一時三十分	青谷小学校
五月十七日	午後一時三十分	鹿野町
五月十八日	午後一時三十分	河谷小学校
五月十七日	午後七時三十分	鳥取市
五月十八日	午後七時三十分	智頭町
五月十八日	午後七時三十分	河原町
五月十八日	午後七時三十分	八頭第一中学校
五月十八日	午後七時三十分	智頭小学校

00935

(号外) 第11号

鳥取県選挙管理委員会告示第十八号		昭和三十三年五月一日	
鳥取県選挙管理委員会告示第十九号		昭和三十三年五月二十二日	
郡 市 名	開票区名	場所	鳥取市東町九九
第一開票区	第一、第二、第三、第六、第七、第十、第十一投票区	事務局	鳥取県選挙管理委員会
	区	一 日時	武 井 正 雄
		二 日時	二 日時
		昭和三十三年五月二十五日	昭和三十三年五月二十五日
		午後一時	午後二時
◆鳥取県選挙管理委員会告示第十九号		◆鳥取県選挙管理委員会告示第二十号	
昭和三十三年五月二十二日執行の最高裁判所裁判官国		公職選挙法第十八条第二項の規定により設定した市	
民審査における審査分会の場所及び日時を次のとおり		区域を分けた開票区及び町村の区域を合せた開票区	
定める。		(昭和三十年鳥取県選挙管理委員会告示第十五号)の	
全部を次のように改める。		昭和三十三年五月一日	
昭和三十三年五月一日		鳥取県選挙管理委員会告員長 武 井 正 雄	

00934

(号外) 第11号

職名住所以氏名

審査分会长 鳥取市若桜町三九 山本 鉄太郎
審査分会長の 畠山一郎
職務代理者 鳥取市東町七八 中川一郎

◆馬取興道基管璣委員全集卷第十一

民審査の投票用紙の様式並びに仮投票用封筒及び不在者投票用封筒におすべき印を次のとおり定める。

- 鳥取県選挙管理委員会委員長 武井正敏
投票用紙の様式は、次のとおりとする。
仮投票用封筒及び不在者投票用封筒におすべき印
は、当該市町村の選挙管理委員会の印とする。

鳥取県選挙管理委

鳥取県選挙管理委員会の印は、刷込式とする。

最高裁半所裁半官國民審查投票

選管委員會印

一、やめさせた方がよいと思う裁判官について
は、その名の上の欄に×を書くこと。
二、やめさせなくてよいと思う裁判官について
は、その名の上の欄に○を書くこと。
三、やめさせなくてよいと思う裁判官について
は、その名の上の欄に△を書くこと。

佐渡のとおり定める
昭和三十三年五月一日
鳥取県選挙管理委員会委員長 武井正雄
候補者一人につき

六十二万六千円

◆鳥取県選挙管理委員会告示第二十二号

昭和二十五年五月鳥取県選挙管理委員会告示第九号

字智頭一、八七五」を

「米子市立米子療養所」は、米子市皆生一、八六二を「國立米子療養所」、米子市皆生一、八一四に、「智頭町国民健康保険直営病院」、八頭郡智頭町大

鳥取県選舉管理委員会委員長 武井正雄
「国立鳥取病院 岩美郡宇倍野村大字奥谷一、六九五」を「国立療養所鳥取病院 岩美郡国府町大字奥谷四七七の一」に改め、「国立浜村療養所 気高郡氣高町浜村」を削り、「国立三朝温泉療養所」を「国立三朝

鳥取県選挙管理委員会告示第十一号

昭和三十三年五月二十二日執行の衆議院議員総選挙における各候補者の選挙運動に関する支出金額の制限額

(不在者投票管理者をおこなうことができる病院にて)の一部を次のように改正し、次の衆議院議員の総選挙から施行する。

昭和三十三年五月一日

日野郡	西伯郡
伯南開票区	箕敷屋開票区
伯南町、多里村	伯仙町、日吉津村

—

鳥取市

第一開票區

区第四
第五 第八 第九 第十二 第十五 第十六 第三十五投票

第一三四 第一五 第一六 第一七 第一八 第一九

第三八、第三九、第三一、第三二、第三三、第三四、

三十四投票區

卷之三

第一開票口

第二二三 批閱

卷之三

第七、第八、第九、第十、第十七、第十八、第十九、第二十、第二

國府町、津

卷之三

00939

(号外) 第11号

二
日時

昭和三十三年五月二十一日 午後二時

一
場所

鳥取市東町九九

鳥取県選挙管理委員会事務局

00938

「国民健康保険直営智頭病院

八頭郡智頭町大字
智頭一、八七五米子鉄道病院
森脇病院米子市末広町
米子市加茂町一丁

「に改める。

目一四

様式

最高裁判所裁判官
国民審査投票

鳥取県選挙管理委員会印

00938

◇鳥取県選挙管理委員会告示第二十三号

昭和三十三年五月二十二日執行の最高裁判所裁判官国民審査における点字投票の投票用紙の様式を次のとおり定める。

昭和三十三年五月一日

鳥取県選挙管理委員会委員長 武井正雄

選挙長告示

衆議院議員総選挙選挙長告示第一号

昭和三十三年五月二十二日執行の衆議院議員総選挙における選挙立会人のくじを行う場所及び日時を次のとおり定める。

昭和三十三年五月一日

衆議院議員総選挙選挙長 山本鉄太郎